

国民健康保険及び後期高齢者医療 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険給付として国の緊急的・特例的な財政支援を活用して傷病手当金を支給します。申請される場合は、以下の内容をご確認いただき、手続きしていただきますようお願いします。

【1】対象者

屋久島町の国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者で、「給与等の支払いを受けている方」が以下のいずれかに該当し、「療養のために労務に服することができなかった場合」に対象となります。

- 新型コロナウイルス感染症に感染した方
- 発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染が疑われた方

なお、以下の場合は対象となりません（例）

- 無症状であったが濃厚接触者となった、または濃厚接触者の疑いがあるため出勤を自粛した又は自宅待機を命じられた
- 出勤抑制のため事業主から自宅待機を命じられた
- 療養のため勤務することができなかった期間に事業主が事業を休止又は廃止した
- 療養のため勤務することができなかった期間に年次有給休暇を取得した
- 自身が事業主であり、給与等の支払いを受けていない

※青色又は白色事業専従者給与の支払いを受けている方は対象となります。

【2】支給対象となる日数

勤務することができなくなった日から起算して連続3日を経過した日から勤務することができない期間のうち、勤務を予定していた日

【3】支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数) × 2／3 × 支給対象となる日数

※ 給与等の全部又は一部を受け取ることができる場合は、支給額を調整したり、支給されない場合があります。なお、休業手当が支給される場合も同様です。

※ 直近の継続した3か月間に勤務実績がない場合は、支給されません。

※ 1日あたりの支給額には上限があります。

【4】適用期間

令和2年1月1日～令和3年12月31日の間で療養のため勤務することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで）

【問い合わせ先】

屋久島町 健康長寿課 保険年金係

電話 43-5900

※裏面の「申請方法」も必ずご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の申請方法

【1】申請に必要なもの

以下の書類を準備してください。申請書は役場本庁、各出張所に準備しています。また、屋久島町ホームページからダウンロードすることもできます。

※詳しい記載方法等は「記入例」をご覧ください。なお、押印はスタンプ印不可です。

- ①傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）【必須】
 - ②傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）【必須】
 - ③傷病手当金支給申請書（事業主記入用）【必須】
 - ④傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）
 - ⑤申請者（世帯主）の被保険者証及び身分が確認できる書類の写し【必須】
 - ⑥被保険者（対象者）の被保険者証（保険証）及び身分が確認できる書類の写し
 - ⑦通帳の写し
- ※医療機関を受診していない場合④は不要ですが、必ず②の「事業主記入欄」を事業主に記入してもらってください。
- ※申請者（世帯主）と同一人である場合⑥は不要です。
- ※審査のため、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

【身分が確認できる書類（例）】

運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等

【2】申請における注意事項

- ▶ 支給する際は、原則として世帯主名義の口座に振り込みとなります。世帯主以外の口座に振り込みを希望される場合は、別途委任状が必要です。
- ▶ 支給対象となる日ごとに翌日から起算して、2年を過ぎると時効となり申請することができなくなります。
- ▶ 複数の事業主から給与等を受けている場合は、それぞれの事業主ごとに「傷病手当金支給申請書（事業主記入用）」を準備してください。

【3】提出方法

役場本庁、各出張所に持参いただくか、下記宛に郵送してください。

〒891-4292

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

屋久島町役場 健康長寿課 保険年金係あて

※申請をいただいたから支給するまで、1～2か月かかる見込みです。申請内容により、さらに審査にお時間をいただく場合があります。